



平成 27 年 7 月 21 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 大 光
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 金 森 武
(コード番号：3160 東証第二部)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 管 理 本 部 長 秋 山 大 介
兼 総 務 部 長
(TEL. 0584-89-7777)

監査等委員会設置会社への移行および定款一部変更のお知らせ

当社は、平成 27 年 7 月 21 日開催の取締役会において、平成 27 年 8 月 19 日開催予定の第 65 回定時株主総会にてご承認を前提として監査等委員会設置会社に移行することおよび「定款一部変更の件」を平成 27 年 8 月 19 日開催予定の第 65 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

1) 移行の目的

監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役（複数の社外取締役を含む）に取締役会における議決権を付与することにより、監査・監督機能の強化とコーポレート・ガバナンス体制の充実を図ることを目的としております。

2) 移行の時期

平成 27 年 8 月 19 日開催予定の当社第 65 回定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認いただき、監査等委員会設置会社に移行する予定であります。

3) その他

監査等委員会設置会社への移行に伴う役員人事につきましては、本日開示いたしました「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」をご覧ください。

2. 定款の一部変更

1) 変更の理由

当社保有不動産の有効活用と環境負荷の低減のための太陽光等発電等事業への取組みに備えて、事業目的を追加変更するものであります。

平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号。以下、「改正会社法」といいます。）によって、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実という観点から、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、当該移行のために、定款の一部を変更するものであります。また、改正会社法によって、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されましたので、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することができるようにするため、定款の一部を変更するものであります。なお、責任限定契約にかかわる定款の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。その他、上記の各変更に伴う条数等の変更を行うものであります。

2) 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3) 日 程

定款変更のための株主総会開催日（予定） 平成 27 年 8 月 19 日
定款変更の効力発生日（予定） 平成 27 年 8 月 19 日

以 上

別紙 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。(下線は、変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. 食品の製造加工および販売業	1. 食品の製造加工および販売業
2. 酒類の販売業	2. 酒類の販売業
3. 不動産の売買、賃貸およびその仲介、管理ならびに不動産の売買、賃貸の代理業	3. 不動産の売買、賃貸およびその仲介、管理ならびに不動産の売買、賃貸の代理業
4. 運輸業および倉庫業	4. 運輸業および倉庫業
5. 情報処理および提供サービス業 (新設)	5. 情報処理および提供サービス業
<u>6. 前各号に附帯する一切の業務</u>	<u>6. 発電および売電に関する事業</u>
第3条 (条文省略)	第3条 (現行どおり)
(機関)	(機関)
第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
1. 取締役会	1. 取締役会
2. <u>監査役</u>	2. <u>監査等委員会</u>
3. <u>監査役会</u>	(削除)
4. 会計監査人	<u>3. 会計監査人</u>
第5条～第19条 (条文省略)	第5条～第19条 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
(員数)	(員数)
第20条 当社の取締役は、12名以内とする。	第20条 当社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は、12名以内とする。
(新設)	<u>2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u>
(選任方法)	(選任方法)
第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。	第21条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、</u> 株主総会の決議によって選任する。
2 (条文省略)	2 (現行どおり)
3 (条文省略)	3 (現行どおり)
(任期)	(任期)
第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最	第22条 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後1年

<p>終のものに関する定時株主総会の 終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>以内に終了する事業年度のうち、 最終のものに関する定時株主総会 の終結の時までとする。</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期 は、選任後2年以内に終了する事 業年度のうち最終のものに関する 定時株主総会の終結の時までとす る。</u></p> <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等 委員である取締役の補欠として選 任された監査等委員である取締 役の任期は、退任した監査等委員 である取締役の任期の満了する時 までとする。</u></p>
<p>第23条～第25条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第26条 取締役会の招集通知は、会日の 3日前までに各取締役および各監 査役に対して発する。ただし、緊 急の必要があるときは、この期間 を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同 意があるときは、招集の手続を省 略して取締役会を開催することが できる。</p>	<p>第23条～第25条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第26条 取締役会の招集通知は、会日の 3日前までに各取締役に対して発 する。ただし、緊急の必要がある ときは、この期間を短縮すること ができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるとき は、招集の手続を省略して取締 役会を開催することができる。</p>
<p>第27条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第27条 (現行どおり)</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第28条 当社は、会社法第399条の 13第6項の規定により、取締役 会の決議によって重要な業務執行 (同条第5項各号に掲げる事項を 除く。)の決定の全部または一部を 取締役に委任することができる。</p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の 要領およびその結果ならびにその 他法令に定める事項については、 これを議事録に記載または記録 し、出席した取締役および監査役 がこれに記名押印または電子署名 する。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第29条 取締役会における議事の経過の 要領およびその結果ならびにその 他法令に定める事項については、 これを議事録に記載または記録 し、出席した取締役がこれに記名 押印または電子署名する。</p>
<p>(取締役会規程)</p> <p>第29条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職</p>	<p>(取締役会規程)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第31条 取締役の報酬、賞与その他の職</p>

<p>務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(非業務執行取締役の責任免除)</u> <u>第32条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を取締役（会社法第2条第15号イに定める業務執行取締役等であるものを除く。）と締結することができる。ただし、当該契約で定める賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額とする。</u></p>
<p>第5章 <u>監査役および監査役会</u></p>	<p>第5章 <u>監査等委員会</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集権者)</u> <u>第33条 監査等委員会は、各監査等委員がこれを招集する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u> <u>第34条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</u> <u>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を省略して監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の決議方法)</u> <u>第35条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の議事録)</u> <u>第36条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(常勤の監査等委員)</u> <u>第37条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定する</u></p>

	<u>ことができる。</u>
(新設)	<u>(監査等委員会規程)</u> <u>第38条 監査等委員会に関する事項は、</u> <u>法令または本定款のほか、監査等</u> <u>委員会において定める監査等委員</u> <u>会規程による。</u>
<u>(員数)</u> <u>第31条 当社の監査役は、4名以内と</u> <u>する。</u>	(削除)
<u>(選任方法)</u> <u>第32条 監査役は、株主総会の決議によ</u> <u>って選任する。</u> <u>2 監査役の選任決議は、議決権を</u> <u>行使することができる株主の議決</u> <u>権の3分の1以上を有する株主が</u> <u>出席し、その議決権の過半数をも</u> <u>って行う。</u>	(削除)
<u>(任期)</u> <u>第33条 監査役の任期は、選任後4年以</u> <u>内に終了する事業年度のうち、最</u> <u>終のものに関する定時株主総会の</u> <u>終結の時までとする。</u> <u>2 任期の満了前に退任した監査役</u> <u>の補欠として選任された監査役の</u> <u>任期は、退任した監査役の任期の</u> <u>満了する時までとする。</u>	(削除)
<u>(常勤監査役)</u> <u>第34条 監査役会は、その決議によって</u> <u>常勤の監査役を選定する。</u>	(削除)
<u>(監査役会の招集通知)</u> <u>第35条 監査役会の招集通知は、会日の</u> <u>3日前までに各監査役に対して発</u> <u>する。ただし、緊急の必要がある</u> <u>ときは、この期間を短縮すること</u> <u>ができる。</u> <u>2 監査役全員の同意があるとき</u> <u>は、招集の手続きを省略して監査</u> <u>役会を開催することができる。</u>	(削除)
<u>(監査役会の決議方法)</u> <u>第36条 監査役会の決議は、法令に別段</u> <u>の定めがある場合を除き、監査役</u> <u>の過半数をもって行う。</u>	(削除)
<u>(監査役会の議事録)</u> <u>第37条 監査役会における議事の経過の</u>	(削除)

<p><u>要領およびその結果ならびにその 他法令に定める事項については、 これを議事録に記載または記録 し、出席した監査役がこれに記名 押印または電子署名する。</u></p> <p><u>(監査役会規程)</u> 第38条 監査役会に関する事項は、法令 または本定款のほか、監査役会に おいて定める監査役会規程によ る。</p> <p><u>(報酬等)</u> 第39条 監査役の報酬、賞与その他の職 務執行の対価として当会社から受 ける財産上の利益は、株主総会の 決議によって定める。</p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(事業年度) 第40条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第41条 (条文省略)</p> <p>(中間配当の基準日) 第42条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当の除斥期間) 第43条 (条文省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(事業年度) 第39条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第40条 (現行どおり)</p> <p>(中間配当の基準日) 第41条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当の除斥期間) 第42条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
--	--